



平成23年6月6日

各 位

会社名 ネボン株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 晴久
問合せ先 (コード番号 7985 東証第2部)
常務取締役兼常務執行役員 小林 美修
管理本部長
(TEL. 046-247-3112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年4月26日及び5月24日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成23年6月29日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容をより明確にするため、および事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。
- (2) 補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間を伸長するため、第28条（補欠監査役の予選の効力）を新設するものであります。
- (3) その他、条文の新設に伴い、条数及び一部字句の整理を行うものであります。

(注) (1)は平成23年4月26日開催の取締役会決議、(2)および(3)は平成23年5月24日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～9（条文省略） (新設)	第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～9（現行どおり） 10. <u>情報通信技術に関連する情報提供サービスと通信端末機器等の販売およびレンタル、ならびにこれらに付随する機器等の設置工事</u>
10～18（条文省略）	11～19（現行どおり）
第3条～第19条（条文省略）	第3条～第19条（現行どおり）
第20条（任期） 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の <u>終結のとき</u> までとする。 2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する <u>とき</u> までとする。	第20条（任期） 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の <u>終結の時</u> までとする。 2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する <u>時</u> までとする。
第21条～第27条（条文省略） (新設)	第21条～第27条（現行どおり） 第28条（ <u>補欠監査役の予選の効力</u> ） 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会の開始の時までとする。

<p>第28条（任期）</p> <p>1. 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。</p>	<p>第29条（任期）</p> <p>1. 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p>
<p>第29条～第35条（条文省略）</p>	<p>第30条～第36条（現行どおり）</p>
<p>第36条（任期）</p> <p>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>2. （条文省略）</p>	<p>第37条（任期）</p> <p>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>2. （現行どおり）</p>
<p>第37条～第40条（条文省略）</p>	<p>第38条～第41条（現行どおり）</p>

3. 日程

定時株主総会開催日 平成23年6月29日
効力発生日 平成23年6月29日

以上